

**貨物概要**

一辺 15mm、厚さ 2mm、一個 0.5g の小片に成形し、片側に着色料等で模様を付けたチョコレートチップ 400 個（約 200g）を包装したもの。

用途：菓子やケーキに装飾として使用。

原料：カカオマス、砂糖、カカオバター、粉乳、バニラビーンズ、着色料等

**分類**

関税率表第 1806.90 号 - 1（統計番号 1806.90-100）のその他のチョコレート菓子。

**分類理由**

正味重量 2kg 以下の容器入りのチョコレートであり、形状が塊状、板状又は棒状でないことから関税率表第 1806.90 号に分類されます。

「チョコレート菓子」であるか否かの判断は、国内分類例規 18.06 項 1. 「チョコレート菓子の関税分類の取扱いについて」によります。

本品は、国内分類例規 18.06 項 1. 「チョコレート」及び同 1. の「チョコレートを使用して調製した菓子」の規定を満たしたチョコレート菓子であり、かつ、同 1. の「500g 以下に包装にしてあるもの」の規定も満たすことから、「一般に小売店で菓子として販売するもの」に該当します。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）